



未来ちゃん情報局

王塚装飾古墳館のマスコットキャラクター 未来ちゃん

◆ 保険環境課 医療介護保険係

お知らせ

平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ対象
子ども医療証を郵送します

平成27年4月以降に使用できる子ども医療証を3月中旬に郵送します。

【郵送対象】

○平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ

○有効期限が平成27年3月31日までとなっている乳幼児医療証
(子ども医療証)を持っている

【新規申請】 桂川町子ども医療の対象で、子ども医療証を持っていない方はお問い合わせください

※期限が平成27年3月31日以降となっている乳幼児医療証(子ども医療証)は、その期限まで使用できません。期限が近くなった際、新しい子ども医療証を郵送します



桂川町子ども医療について

桂川町では子どもの医療費について、下記のとおり拡大して助成を行っています。

【子ども医療(乳幼児)の場合(小学校就学前)】

対象年齢	6歳に達する日以降の3月31日まで
自己負担額	自己負担なし
対象要件	○医療保険に加入している ○生活保護法による保護を受けていない

【子ども医療の場合(小学校就学後)】

対象年齢	6歳に達する日以降の最初の4月1日～15歳に達する日以降の最初の3月31日
対象要件	○医療保険に加入している ○生活保護法による保護を受けていない ○重度障害者医療およびひとり親家庭等医療対象者でない
自己負担額	通院…600円/月(上限) 入院…500円/日(3,500円/月) ※通院は、9歳に達する日以降の最初の3月31日までが対象

※6歳に達する日以降の4月1日からは、重度障害者医療およびひとり親家庭等医療が優先されます。

申請・問合せ先

保険環境課 医療介護保険係

☎65・1097

◆ 税務課 税務係

お知らせ

平成27年度
土地・家屋価格等縦覧帳簿を公開します

同一区域内の他の資産の価格が記載されている「土地・家屋価格等縦覧帳簿」を、それぞれの固定資産税を納税している人が縦覧できます。

この制度は、自己の資産(土地・家屋)が他の資産と比較して適正に評価されているか確認できるようにするための制度です。

【縦覧期間】 4月1日～6月1日(土・日・祝日を除く)
8時30分～17時15分

【縦覧場所】 税務課 税務係

【縦覧できる人】 固定資産税の納税義務者

問合せ先

税務課 税務係 ☎65・1076



◆ 水道課 水道係

お知らせ

水道業者が伺った際はご協力をお願いします
水道メーターの交換を行います

水道メーターは、計量法で8年間の使用期限が定められており、桂川町では、期限を迎えるものは新しい水道メーターに交換します。

【交換時期】 毎月中旬～下旬

【交換費用】 無料

【交換に伺う水道業者】

○谷口住設 ○有限会社福岡設備 ○福沢水道 ○オガタス住設

【交換について】

○声をかけてから交換作業を行います

○不在の場合でも作業を行い、作業後に通知文書を投函します

○作業時間は10分ほどですが、作業中は水道が利用できません

問合せ先

水道課 水道係 ☎65・3241

